

# 鹿児島県農薬飛散防止対策指導指針

鹿児島県農政部  
平成18年2月20日 制定

農薬散布に伴う飛散については、住宅地や学校等の人的被害の影響のほか、隣接のほ場で栽培されている農作物（以下「隣接農作物」という。）への影響があるため、その防止対策については重要な問題である。

特に、食品衛生法のポジティブリスト制度施行により、隣接農作物への飛散が原因となり基準値を超過した場合、本県産農作物に多大な影響が懸念されることから、農薬飛散防止対策をより徹底する必要がある。

また、農薬の飛散防止を徹底するためには、農薬使用者の意識啓発等による適正使用が最も重要である。

このため、県及び地域段階の組織体制を整備するとともに、農薬使用者に対する農薬飛散防止対策の指導を徹底し、安心・安全な本県産農作物の生産に資する。

## 1 県及び地域の組織体制の整備

農薬散布に伴う飛散による隣接農作物等への影響を効果的に防止するためには、地域の農業者が協力して飛散防止に取り組む必要がある。

このため、県及び地域段階に組織体制を整備し、農薬飛散防止対策に取り組むこととする。

### (1) 県段階

県、関係機関・団体等で構成する「鹿児島県農薬飛散防止対策協議会」においては、農薬飛散防止対策に関する次の事項に取り組む。

- ア ポジティブリスト制度及び農薬飛散防止対策の周知・啓発
- イ 農薬飛散防止対策技術の検討
- ウ 残留基準値を超過した場合の対応
- エ 地域協議会との連携及び支援

### (2) 地域段階

市町村、農業協同組合、支庁・農林（水産）事務所、農業改良普及センター、各作物の生産者団体や造園業者等で構成する「市町村農薬飛散防止対策協議会（この指針において「地域協議会」という。）においては、次の事項に取り組む。

- ア ポジティブリスト制度及び農薬飛散防止対策の周知・啓発
- イ ポジティブリスト制度施行に伴う農薬使用上の問題点の抽出とその対応策の検討、及び対応策に基づいた地域の農業者等への指導
- ウ 農薬飛散防止対策技術の導入・検討
- エ 残留基準値を超過した場合の再発防止対策の実施

## 2 個々の農薬使用者が行う農薬飛散防止対策

病虫害防除については、以下の3点からなる総合的病虫害防除・雑草管理（IPM）に取り組み、環境にやさしい防除に努める。

- （1）抵抗性品種の導入や排水対策及び適正な輪作を行うことにより病虫害防除・雑草の発生しにくい環境を整える。
- （2）病虫害発生予察情報の積極的な活用等により、病虫害等の発生状況等を的確に把握し、防除の要否及び防除適期を適切に判断する。
- （3）防除が必要と判断された時は、経済的被害が生じるレベル以下に抑制するため、生物的防除、物理的防除、化学的防除などから適切な防除手段を選択する。

また、農薬を使用する場合は、以下の事項に留意し、飛散による隣接農作物への被害が発生することがないように配慮する。

- （1）隣接農作物の栽培者に対して、散布予定農薬の種類や散布時期等について事前に連絡する。
- （2）対象病虫害の発生状況を踏まえ、最小限の区域での農薬散布に留める。
- （3）散布は、無風又は風が弱い時に行うなど、近隣に影響が少ない天候や時間帯を選び、風向、散布器具のノズルの向き等にも十分注意する。
- （4）隣接農作物で収穫時期が近いものなど、飛散した場合の影響が大きいと予想される場合には、使用する農薬の種類等を飛散が少ないものへ変更したり、飛散しても影響の少ない農薬の選択などを行う。
- （5）これらの対策を実施しても飛散の影響が大きいと判断される場合には、散布日の変更や、隣接農作物の栽培者に対し収穫日の変更やビニール等での被覆などについて理解を求める。
- （6）使用した農薬の名称、使用濃度、使用量、年月日、場所、対象作物、気象条件等を記帳し、一定期間保管する。
- （7）農薬の飛散が生じた場合には、隣接農作物の栽培者に対し、速やかに連絡するとともに、地域協議会と対策を協議し、適切に対応する。